

市民税・県民税の申告は3月15日(木)までに

問 税務課 ☎ 56-0608

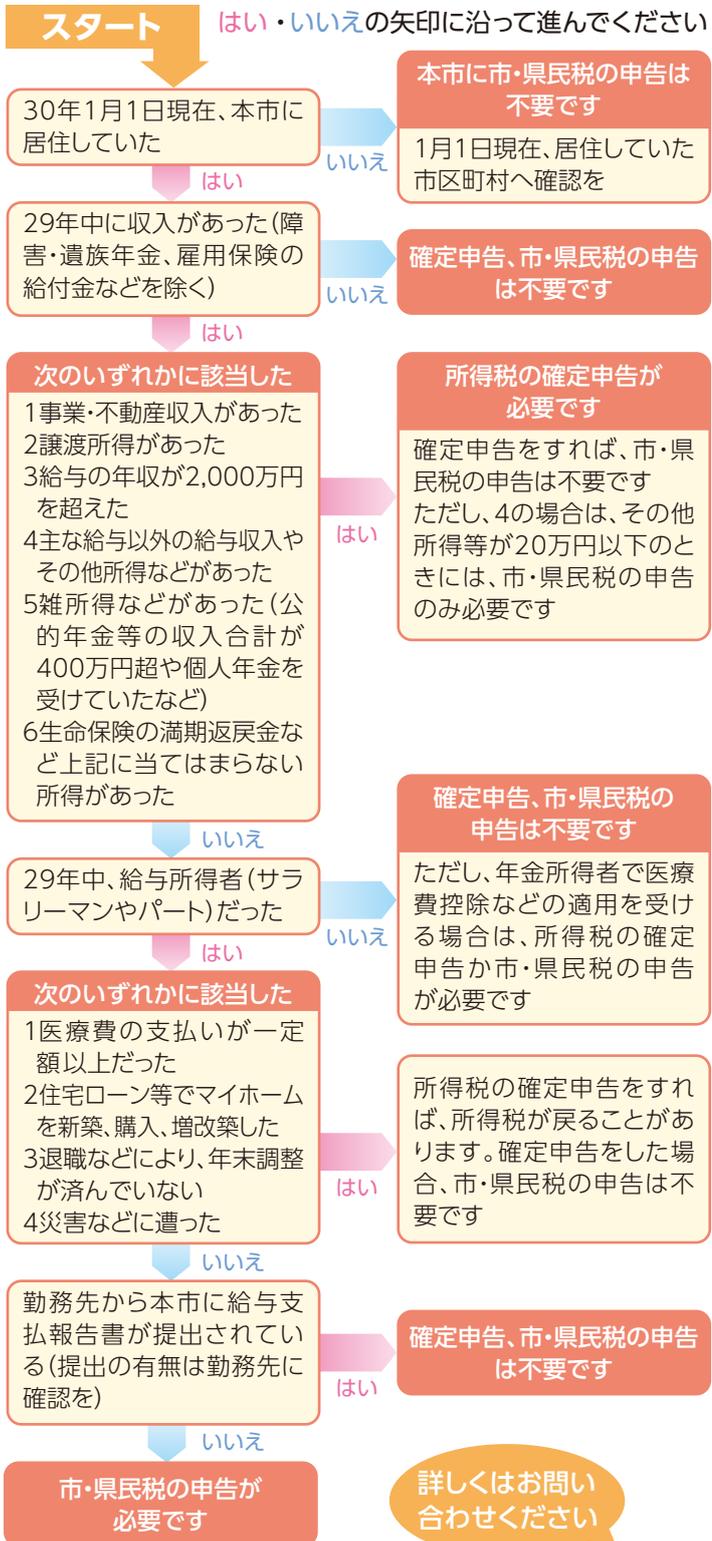
HPを見る 記事ID 3308

所得税(国税)の確定申告については、2月号広報に掲載予定です

お知らせ

平成30年度市民税・県民税は、平成30年1月1日に長久手市に住所がある人に対して、平成29年中の所得をもとに課税されます。

下のフローチャートは申告が必要かどうかを目安として調べるものです。必要な人は期限までに申告をお願いします。



詳しくは問い
合わせください



期間中、駐車場が大変混雑します。
公共交通機関などをご利用ください。

申告会場
4階
イオンホール

**確定申告会場が
イオンモール
長久手
に変わります。**

当会場の受付期間
2/16~3/9
(土・日・祝を除く)

イオンモール
長久手

4F
立体駐車場

2F~4F

長久手市の所得税の確定申告相談会(住宅借入金等特別控除の相談会を含む)は、今年度はイオンモール長久手4階イオンホールにおいて、2月16日から3月9日まで(住宅借入金等特別控除の相談会は1月24日から26日まで)開催します(土・日・祝を除く)。相談会については、改めて広報2月号にてご案内します。
※駐車場料金は最初の4時間無料、以後30分ごと200円です。

申告に必要な持ち物

- ①マイナンバー通知書またはマイナンバー記載のある住民票の写しと運転免許証など本人確認ができるもの。②マイナンバーカード(①、②のいずれか)
- 印鑑(認印可)
- 源泉徴収票など平成29年中所得がわかるもの
- 生命保険、地震保険、旧長期損害保険の支払証明書(保険会社から発行された証明書)
- 社会保険料などの領収書
- 医療費控除の明細書(医療費の領収書等でも可)
- 医療費を補填する金額の分かるもの
- 配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の収入がわかるもの
- 営業等の事業所得や不動産所得などの申告をする人は、収入、経費の明細書
- 障がいの程度がわかるもの(障害者手帳等)
- 国民年金保険料の支払いをしたことの証明書
- 寄附先から発行された証明書等

所得がなかった人でも、次に該当する人は申告の必要があります。

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定に必要と思われる人
- 国民年金保険料の免除申請をする人
- 障害者自立支援法の福祉サービス、自立支援医療(精神通院・更生)の受給が必要な人
- 児童扶養手当、県遺児手当の受給を受ける人
- 各種健康診査の負担金の減免を受ける人
- 平成30年度(平成29年分)の所得証明書や非課税証明書が必要な人